①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)
②名称	Intellectual Property Office of Viet Nam (IP Viet Nam)
③所在地	384-386, Nguyen Trai Street, Thanh Xuan District, Ha Noi City
④連絡先	(電話) (844) 3558 8217 (FAX) (84 4) 3858 4002 /8449 (E-mail) vietnamipo@ipvietnam.gov.vn vietnamipo@noip.gov.vn (internet) http://www.ipvietnam.gov.vn/
⑤組織の長	Director General: Mr. Luu Hoang Long
⑥沿革	(1) ベトナムにおける最初の特許法は、1981 年 1 月 31 日施行の政令第 31/1981/CP 号「技術改良、生産合理化及び発明のための革新に関する規則」であり、特許証書と特許の 2 形式があった。 (2) 最初の商標法は、1982 年 12 月 14 日施行の政令第 197/1982/HDBT 号「商標に関する規則」。 (3) 最初の意匠法は、1988 年 5 月 13 日施行の政令第 85/1988/HDBT 号「工業デザインに関する規則」。 (4) 最初の実用新案法は、1988 年 5 月 13 日施行の政令第 200/1988/HDBT 号「実用新案法に関する規則」。 (5) 産業財産権法制の法的立場を増進し、産業財産活動を行うことは「ドイモイ」改革政策という新しい経済メカニズムに合致するものであり、産業財産権保護に関する法令が 1989 年 1 月 28 日に国家評議会によって承認された。初めて産業財産権という概念が法律文書にてベトナムにおいて用いられた。 (6) 産業財産権の保護に関する法令発布後の権利、革新と発明に関する規則、商標に関する規則、工業デザインに関する規則、実用新案に関する規則におけるいくつかの規定の修正及び補遺に関する政令第 84/1990/HDBT 号が 1990 年 3 月 20 日に公布された。 (7) ベトナム民法が 1996 年 7 月 1 日から発効し、産業財産権に関する 26 条（第 6 部第 2 章）を含み、ベトナムにおける産業財産権の創設及び保護に関する基本原則を定めた。 (8) 1996 年 10 月付政令第 63/1996/CP 号は、産業財産に関する規則の詳細を規定し、2001 年 2 月 1 日付政令第 6/2001/ND-CP 号によって改正された。これらの政令は、民法規定を実施するために必要な内容が包含されていた。 (9) 1996 年 12 月 31 日付の通達 3055/1996/TT-SHCN は、政令第 63/1996/CP の細則であった。 (10) 2003 年 11 月 5 日付の通達 29/2003/TT-BKHCN は、(9)の内容の中で、工業デザインに関する規定を改定した。 (11) 2003 年 11 月 5 日付の通達第 30/2003/TT-BKHCN は、(9)の内容の中で、特許権に関する規定を改定した。 (12) 2005 年 11 月 29 日に法律第 50/2005/QH11 号として、産業財産権、植物新品種、地理的表示、商号及び著作権の保護と国家管理について定めた知的財産法が制定され、その後、法律第 36/2009/QH12 号、法律第 42/2019/QH14 号、法律第 07/2022/QH15 号と逐次、改正された。 (13) 知的財産法の施行規則及び細則に相当する政令第 65/2023/ND-CP 号及び通達第 23/2023/TT-BKHCN 号が制定され、(11)までの政令及び通達は失効した。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標及びその他（原産地名称、集積回路の回路配置、営業秘密 地理的表示、不公正競争、商号、著作権）

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド (原産地表示)
1976/7/2	2004/10/26	2006/1/12		
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1949/3/8		2005/7/6	2007/3/1
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
			2022/2/17	2022/7/1
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2021/6/1			2019/12/30	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1949/3/8	2006/7/11	1993/3/10		
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		2007/1/11		

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	7,695	8,534	8,707	9,458
	(内　外国出願)	6,674	7,468	7,812	8,467
	(内日本から)	1,700	1,620	1,530	1,602
	(内　PCT ルート)	5,748	6,663	6,966	6,418
実用新案	全数	575	466	601	835
	(内　外国出願)	175	129	146	241
意匠	全数	3,499	3,783	3,396	3,824
	(内　外国出願)	1,499	1,754	1,396	1,810
	(内日本から)	273	212	264	241
商標	全数	63,667	69,842	64,180	68,962
	(内　外国出願)	16,377	16,916	16,428	18,237
	(内日本から)	1,553	1,411	1,459	1,329
登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	4,319	3,691	3,868	3,668
	(内　外国出願)	4,180	3,538	3,715	3,353
	(内日本から)	1,645	1,258	1,327	1,041
	(内　PCT ルート)	3,713	3,092	3,279	2,991
実用新案	全数	278	250	243	468
	(内　外国出願)	77	63	67	77
意匠	全数	2,293	2,484	2,245	2,415
	(内　外国出願)	1,183	1,288	1,168	1,270
	(内日本から)	286	259	193	176
商標	全数	43,010	42,484	45,630	40,413
	(内　外国出願)	17,348	17,108	16,184	15,221
	(内日本から)	2,150	1,794	1,541	1,365

(出典)： WIPO IP Statistics

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)

⑫ 組　　織

<組織図>NOIP は、 科学技術環境省(Ministry of Science, Technology and Environment) の下部組織である。

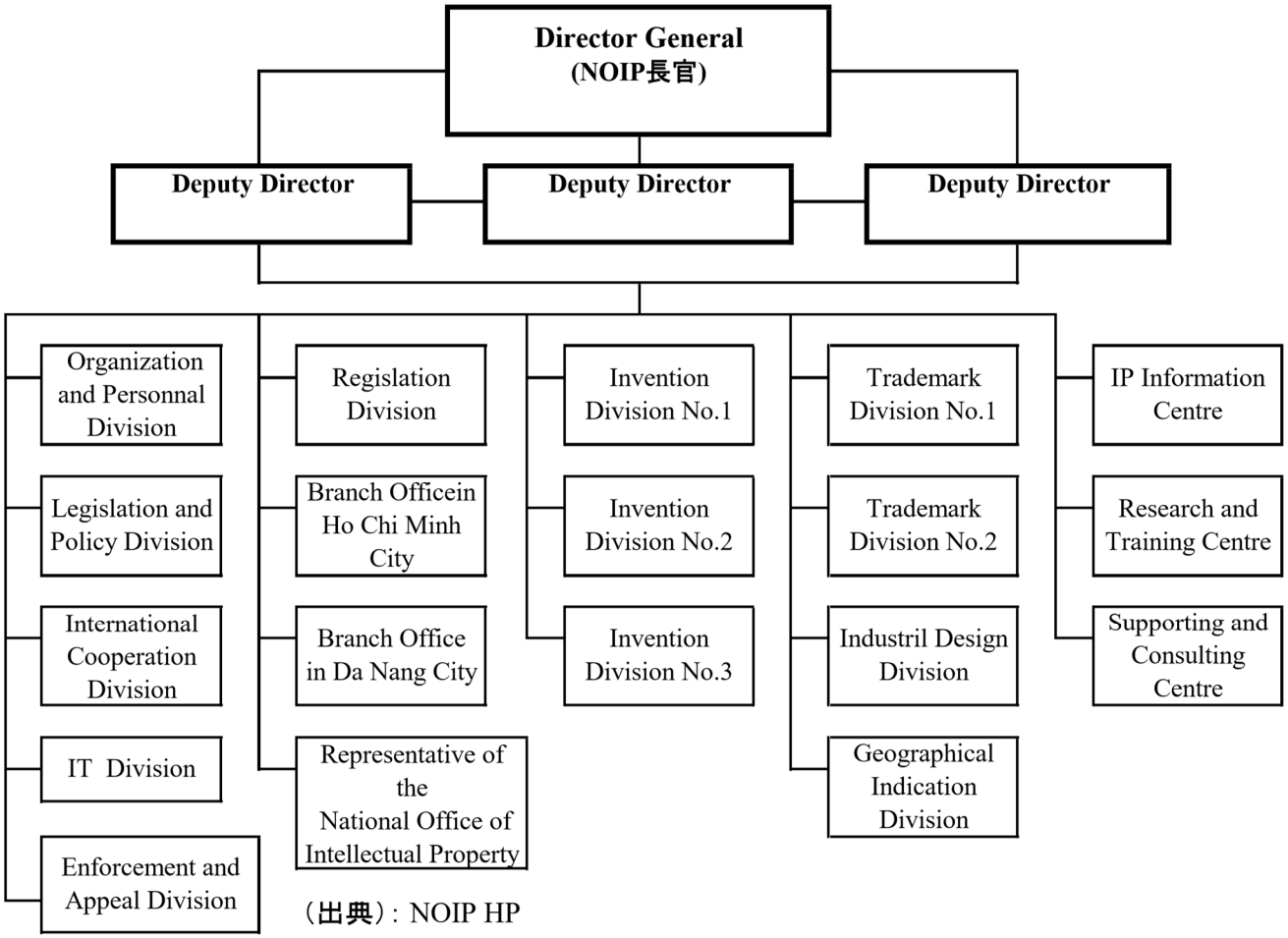

（出典）: NOIP HP

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2023 年 1 月 1 日施行の改正知的財産法第 07/2022/QH15 号（以下「知財法」という。） 通 2023 年 11 月 30 日公布の通達第 23/2023/ TT-BKHCN 号（以下「通達」という。）
	③地理的効力の範囲	ベトナム国内のみ（知財法第 93 条(1)）
	④他国制度との関係	特許協力条約（PCT）加盟国。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人（自然人、組織）（知財法第 86 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベトナムに非居住の出願人は、ベトナムにおける合法的代理人を選任しなければならない。（知財法第 89 条）
	⑦出願言語	ベトナム語。（知財法第 100 条(2)）
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から起算して、20 年。 （知財法第 93 条(2)）
	⑨新規性判断の基準	国内外国公知公用、内外国刊行物（知財法第 60 条(1)）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。発明者若しくは承継人又はそれらの者から直接又は間接に情報を入手した者が公開した場合、ベトナムにおける公開日から 12 月以内の開示は新規性喪失の例外となる(知財法第 60 条(3))
	⑪非特許対象	(1) 発見,科学的理論,数学的方法 (2) 精神活動の実行,飼育動物の訓練,ゲーム,事業遂行を行うための計画,企画,規則又は方 法,コンピュータ・プログラム (3) 情報の提示 (4) 解決手段が審美的特徴のみである発明 (5) 植物及び動物の品種 (6) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的方法であって微生物学的方法以外の発明 (知財法第 59 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査を受理され、審査請求された案件の保護要件の適格性を実体審査する。（知財法第 114 条(1)(a)）
	⑬審査請求制度の有無	有。何人も実体審査の請求を行うことができる。審査請求期間は、出願日又は優先日から起算して 42 月以内。（知財法第 113 条(1)）
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願内容は、出願日又は優先日から 19 月後又は出願人の請求があった時、公報により公開される。（知財法第 110 条(2)）
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、出願公開日から 9 月以内に提出することができる(知財法第 112a 条)。出願人には通知され、2 月以内の応答書の提出が求められる。申立人には実体審査の結果として通知される（通達第 11 条)。
	⑰無効審判制度の有無	有。如何なる組織又は個人は庁に無効を請求することができる。（知財法第 96 条）
	⑱実施義務	有。出願日から 4 年の期間満了時及び発明特許証の交付の日から 3 年の期間満了時を超えた場合に実施許諾の交渉が成立しない場合、公共的であるが非商業的な実施の場合など、庁は他人に強制実施権付与ができる。（知財法第 145 条）

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
特許制度	⑲費用 単位　kVND (千ベトナム・ドン)	[出願から登録までに掛かる費用]（通達第 263/2016/TT-BTC)） 出願料　150　kVND 公開料　120　kVND 　2 以上の図面付加料　60　kVND/図 　5 頁超の各頁に対する付加料　10　kVND/頁 優先権審査料　600　kVND 審査請求料　900　kVND/独立項 　5 頁超の各頁に対する付加料　40　kVND/頁 　国際分類 2 以上の各分類に対する付加料　100　kVND/分類 登録料　120　kVND 　2 以上の各独立項に対する付加料　100　kVND/独立項 公告料　120　kVND 　5 頁超の各頁に対する付加料　10　kVND/頁 　2 以上の各図面に対する付加料　60　kVND/図面 書誌事項掲載料　120　kVND [特許権の維持に掛かる費用]（通達第 263/2016/TT-BTC)） 年金 1 年-2 年次（毎年）　300 kVND　9 年-10 年次（毎年）　1,800 kVND 3 年-4 年次（毎年）　500 kVND　11 年-13 年次(毎年)　2,500 kVND 5 年-6 年次（毎年）　800 kVND　14 年-16 年次(毎年)　3,300 kVND 7 年-8 年次（毎年）1,200 kVND　17 年-20 年次(毎年)　4,200 kVND
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2023 年 1 月 1 日施行の改正知的財産法第 07/2022/QH15 号（以下「知財法」という。） 通 2023 年 11 月 30 日公布の通達第 23/2023/ TT-BKHCN 号（以下「通達」という。）
	③地理的効力の範囲	ベトナム国内のみ（知財法第 93 条(1)）
	④他国制度との関係	特許協力条約（PCT）加盟国。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人（自然人、組織）（知財法第 86 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベトナムに非居住の出願人は、ベトナムにおける合法的代理人を選任しなければならない。（知財法第 89 条）
	⑦出願言語	ベトナム語。（知財法第 100 条(2)）
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から起算して、10 年。 （知財法第 93 条(3)）
	⑨新規性判断の基準	国内外国公知公用、内外国刊行物（知財法第 60 条(1)）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。発明者若しくは承継人又はそれらの者から直接又は間接に情報を入手した者が公開した場合、ベトナムにおける公開日から 12 月以内の開示は新規性喪失の例外となる(知財法第 60 条(3))
	⑪不登録対象	(1) 発見,科学的理論,数学的方法 (2) 精神活動の実行,飼育動物の訓練,ゲーム,事業遂行を行うための計画,企画,規則又は方 法,コンピュータ・プログラム (3) 情報の提示 (4) 解決手段が審美的特徴のみである発明 (5) 植物及び動物の品種 (6) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的方法であって微生物学的方法以外の発明 (知財法第 59 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査を受理され、審査請求された案件の保護要件の適格性を実体審査する。（知財法第 114 条(1)(a)）
	⑬審査請求制度の有無	有。何人も実体審査の請求を行うことができる。審査請求期間は、出願日又は優先日から起算して 42 月以内。（知財法第 113 条(1)）
	⑭優先審査審査・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願内容は、出願日又は優先日から 19 月後又は出願人の請求があった時、公報により公開される。（知財法第 110 条(2)）
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、出願公開日から 9 月以内に提出することができる(知財法第 112a 条)。出願人には通知され、2 月以内の応答書の提出が求められる。申立人には実体審査の結果として通知される（通達第 11 条)。
	⑰無効審判制度の有無	有。如何なる組織又は個人は庁に無効を請求することができる。（知財法第 96 条）
	⑱実施義務	有。出願日から 4 年の期間満了時及び発明特許証の交付の日から 3 年の期間満了時を超えた場合に実施許諾の交渉が成立しない場合、公共的であるが非商業的な実施の場合など、庁は他人に強制実施権付与ができる。（知財法第 145 条）

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
実用新案制度	⑲費用単位 kVND (千ベトナム・ドン)	[出願から登録までに掛かる費用] (通達第 263/2016/TT-BTC) 出願料 150 kVND 公開料 120 kVND 2 以上の図面付加料 60 kVND/図 5 頁超の各頁に対する付加料 10 kVND/頁 優先権審査料 600 kVND 審査請求料 900 kVND/独立項 5 頁超の各頁に対する付加料 40 kVND/頁 国際分類 2 以上の各分類に対する付加料 100 kVND/分類 登録料 120 kVND 2 以上の各独立項に対する付加料 100 kVND/独立項 公告料 120 kVND 5 頁超の各頁に対する付加料 10 kVND/頁 2 以上の各図面に対する付加料 60 kVND/図面 書誌事項掲載料 120 kVND [実用新案権の維持に掛かる費用] (通達第 263/2016/TT-BTC) 年金 1 年-2 年次 (毎年) 300 kVND 7 年- 8 年次 (毎年) 1,200 VND 3 年-4 年次 (毎年) 500 kVND 9 年-10 年次 (毎年) 1,800 VND 5 年-6 年次 (毎年) 800 kVND
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2023 年 1 月 1 日施行の改正知的財産法第 07/2022/QH15 号（以下「知財法」という。） 通 2023 年 11 月 30 日公布の通達第 23/2023/ TT-BKHCN 号（以下「通達」という。）
	③地理的効力の範囲	ベトナム国内のみ（知財法第 93 条(1)）
	④他国制度との関係	ハーグ条約（PCT）加盟国。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人（自然人、組織）（知財法第 86 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベトナムに非居住の出願人は、ベトナムにおける合法的代理人を選任しなければならない。（知財法第 89 条）
	⑦出願言語	ベトナム語。（知財法第 100 条(2)）
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から起算して 5 年間。5 年ごとに 2 回の更新ができる。（最長 15 年）（知財法第 93 条(4)）
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物（知財法第 65 条(1)）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は、何れも意匠の開示日から 6 月。 (1) 創作者又は承継人による国内博覧会又は公式又は公認の国際博覧会における展示による意匠の開示。 (2) 創作者又は承継人の許可を得ていない者による意匠の開示。 (3) 創作者又は承継人による学術的発表の形態で発表された意匠の開示。（知財法第 65 条(3)、(4)）
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。（知財法第 8 条、第 64 条） (1) 公序良俗に反する場合 (2) 国家の防衛又は安全保障に有害な場合 (3) 意匠の外観が物品の技術的特性のみからなる場合 (4) 意匠の使用中には視認できない場合 (5) 公共又は産業上の建造物の外観
	⑫実体審査の有無	有。（知財法第 114 条(1)(b)）
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。1 又は複数の他の変形、即ち単一の共通独創性を表現している、当該工業意匠と著しく異ならない変形を伴う工業意匠は保護される。（知財法第 101 条(3)(b)）
	⑯関連意匠制度の有無	無。ただし、本意匠と著しく異ならない変形を伴う関連意匠は、優先権主張出願により 1 意匠として保護される。 （知財法第 101 条(3)(b)）
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。単一の共通独創概念を表現する数個の物品を含み、共に又は単一目的で使用される組物についての工業意匠は 1 つの出願で保護を求めることができる。（知財法第 101 条(3)(a)）
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を願書に記載し、分類も審査される。（ロカルノ協定には未加盟）
	⑲出願公開制度の有無	有。延期の請求がなければ出願日から 2 月以内に公開される。（知財法第 110 条(3)）
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から 7 月まで公開を延期することができる。
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も、出願公開日から 4 月以内に異議申立することができ、出願人は異議通知日から 2 月以内に反駁書を提出しなければならない。（知財法第 112a 条、通達第 11 条(1)）
	㉒無効審判制度の有無	有。如何なる組織又は個人は庁に無効を請求することができる。（知財法第 96 条）
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
意匠制度	㉔費用単位 kVND (千 ベトナム・ドン)	[出願から登録までに掛かる費用] (通達第 263/2016/TT-BTC) 出願料 150 kVND 公開料 120 kVND 2 以上の意匠付加料 60 kVND/意匠 優先権審査料 600 kVND 審査料 700 kVND 国際分類 2 以上の各分類に対する付加料 100 kVND/分類 登録料 120 kVND/意匠 公告料 120 kVND 2 以上の各意匠に対する付加料 60 kVND/意匠 書誌事項掲載料 120 kVND [意匠権の維持に掛かる費用] (通達第 263/2016/TT-BTC) 存続期間更新料 (5 年目) 700 kVND/意匠 (10 年目) 700 kVND/意匠
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2023 年 1 月 1 日施行の改正知的財産法第 07/2022/QH15 号（以下「知財法」という。） 通 2023 年 11 月 30 日公布の通達第 23/2023/ TT-BKHCN 号（以下「通達」という。）
	③地理的効力の範囲	ベトナム国内のみ（知財法第 93 条(1)）
	④他国制度との関連	マドリッド議定書締約国。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標、地理的表示
	⑥商標の種類	文字、語句、図形、画像、立体的形状若しくはこれら要素に色彩があってもよい可視的な標識又はグラフィック形式で表わされる音（知財法第 72 条(1)）
	⑦出願人資格	出願人が商標を付す商品・役務を自ら生産・提供している若しくはその予定であること、又は、他者が生産する商品の取引に適法に従事する者（ただし、後者の生産者は当該商標を使用せず、かつ、登録に異論を唱えないこと）。（知財法第 87 条(6)）
	⑧権利付与の原則	先願主義（知財法第 90 条）
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ベトナムに非居住の出願人は、ベトナムにおける合法的代理人を選任しなければならない。（知財法第 89 条）
	⑪出願言語	ベトナム語。（知財法第 100 条(2)）
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から起算して 10 年。10 年ごとに更新ができる。 （知財法第 93 条(6)）
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1) 国内外の機関の旗、紋章、国歌、印章等 (2) 国内外の指導者又は著名人等の名称、肖像等 (3) 著作物の複製を含む標識 (4) 商品・役務の原産地、性質、目的、品質又は価値について消費者を誤認、混同又は欺瞞する標識 (5) 商品固有の形状又は技術的特徴によって定められる標識 (1)～(3)は標識所有者が許諾している場合、登録可能。 （以上、知財法第 73 条） (6) 一般名称又は商品・役務を説明するような標識 (7) 図案、幾何学的図形，数字又は文字（日本語などの稀な言語を含む：通達第 26 条(3)(a)）などの簡単な標識 (8) 先の出願・登録されている、意匠、商標、原産地表示、商号、植物新品種と同一又は類似の標識 (7)～ (8) は識別力を獲得している場合、登録可能。 （以上、知財法第 74 条）
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。商品・役務が同一又は類似するか、商品・役務が非類似であっても周知商標が有する識別力を害したり、その営業権を利用する目的であれば、周知商標の標識に同一又は類似する商標を登録することはできない。（知財法第 74 条(2)(i)、第 75 条）
	⑰一出願多区分制度の有無	有。ニース分類を採用。ニース協定には未加盟。（知財法第 105 条(3)）
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。（知財法第 114 条(1)(b)、通達第 26 条）
	⑲審査請求制度の有無	無。

①国名	Socialist Republic of Viet Nam (VN) (ベトナム社会主義共和国)	
商標制度	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。出願日から2月以内に公開される。(知財法第110条(3))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も、出願公開日から5月以内に異議申立することができ、出願人は異議通知日から2月以内に反駁書を提出しなければならない。(知財法第112a条、通達第11条(1))
	㉓無効審判制度の有無	有。何人も、商標の無効を請求することができる。請求期間は、当該商標が不正目的で出願された場合を除き、証書の交付日から5年以内に限られる。(知財法第96条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。5年以上継続しての不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第95条、第136条(2))
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (知財法第105条(3))
	㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)
	㉗譲渡要件	無。ただし、譲受人には「出願人資格」に記載の要件が求められ、また、譲渡後の移転が商品・役務又は出所の混同を惹起してはならない。(知財法第139条(4)及び(5))
	㉘費用単位 kVND (千 ベトナム・ドン)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 150 kVND 公開料 120 kVND 優先権審査料 600 kVND 審査料 550 kVND 1区分に商品・役務数が6を超える区分付加料 120 kVND/区分 上記区分の6を超える商品・役務の個数付加料 20 kVND/個 1区分に商品・役務数が6以下の区分付加料 100 kVND/区分 登録料 120 kVND 区分付加料 100 kVND/区分 公告料 120 kVND 書誌事項掲載料 120 kVND [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 700 kVND/区分
	㉙料金減免措置の有無	無。